



宮 崎 県 公 報

平成22年6月3日(木曜日) 第 2188 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… (“) 2	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2	
○民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 3	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3	

○道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 6	
○土地改良区の定款変更の認可 (4件) …………… (“) 6	
○市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出 (2件) …………… (“) 6	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 7	
○入札公告…………… 7	
○落札者等の公告…………… 8	
病院局公告	
○入札公告…………… 8	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 319号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社サクラ薬局	宮崎県都城市立野町36番地13	平成22年2月8日
上平野調剤薬局	宮崎県日南市上平野町2丁目8-1	平成22年4月1日
みみつ調剤薬局	宮崎県日向市美々津町3872番地5	平成22年5月1日

宮崎県告示第 320号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人天生堂医心内科	宮崎県日向市上町9番3号	平成22年5月31日
みみつ調剤薬局	宮崎県日向市美々津町	平成22年4月30日

3870番地1地先

宮崎県告示第 321号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社なごみの杜	宮崎県宮崎市永楽町175番地1シャインフィル303号	訪問看護ステーション国富荘	宮崎県東諸県郡国富町森永2466番地15	平成22年4月1日
有限会社アドニス介護支援サービス	宮崎県延岡市大貫町3丁目720番地1	デイサービスセンター美月の郷	宮崎県延岡市富美山町515-3番地	平成22年5月1日
社会福祉法人滝ヶ平福祉会	宮崎県日南市南郷町津屋野字山口2458番地1	恵老園 デイサービスセンター	宮崎県日南市南郷町津屋野字山口2458番地1	平成22年4月1日

医療法人武雄会	宮崎県えびの市原田2236番地	グループホームあおい(葵)	宮崎県えびの市原田2153-6	平成22年4月1日
医療法人武雄会	宮崎県えびの市原田2236番地	グループホームもみの木	宮崎県えびの市原田2199番地1	平成22年4月2日

宮崎県告示第 322号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人滝ヶ平福祉会	宮崎県日南市南郷町津屋野2458番地1	居宅介護支援事業所ここ	宮崎県日南市南郷町津屋野2458番地1	平成22年4月1日

宮崎県告示第 323号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定施術者の氏名及び所在地

氏名 (名称)	所 在 地
杉田 稔 (すぎた接骨院)	日向市財光寺3227

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市財光寺3227	日向市財光寺3419-18	平成22年 4 月 6 日

宮崎県告示第 324号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
22年-8	映画	多感な制服 むっちり潤い肌	加藤組 <オーピー映画>	平成22年 5 月25日
22 -9	映画	潮吹き花嫁の性白書	竹洞組 <オーピー映画>	
22 -10	映画	冷たい熱帯魚	日活、ステアウェイ <日活>	
22 -11	映画	美尻エクスタシー 白昼の穴快樂	山崎組 <オーピー映画>	
22 -12	映画	失恋殺人	クロックワークス、キングレコード <クロックワークス>	
22 -13	映画	ハロウィンII (原題) HALLOWEEN II	ショウゲート (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 325号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小崎7321、7326-1、字中ノ道7335-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小崎7326-1・字中ノ道7335-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 326号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字小権尾1007-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 327号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字天包1582-26、1582-36、1582-54から1582-56まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 328号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字尾

迎 615-1、621、763

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾迎 615-1・621・763(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 329号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年6月3日から平成22年6月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
51	県道	中野原美々津線	日向市東郷町山陰字松ノ下乙1272	旧	14.0 ~ 35.6	82.0
			番10地先から同市同町山陰同字上ノ原乙1634番3地先まで	新	28.8 ~ 54.2	

宮崎県告示第 330号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年6月3日から平成22年6月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町板上字梶野戊 716番	旧	5.1 ~ 9.5	62.0

		4 地先から 同市同町板 上同字戊 7 16番50地先 まで	新	9.4 ~ 13.7	62.0
--	--	--	---	---------------	------

宮崎県告示第 331号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月 3 日から平成22年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字松 ノ下乙1272 番10地先か ら同市同町 山陰同字上 ノ原乙1634 番 3 地先ま で	平成22年 6 月10日

宮崎県告示第 332号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 6 月 3 日から平成22年 6 月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下 曾木停 車場線	延岡市北方 町板上字梶 野戊 716番 4 地先から 同市同町板 上同字戊 7 16番50地先 まで	平成22年 6 月 3 日

宮崎県告示第 333号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 朝喰地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から18号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と18号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成19年 2 月13日宮崎県告示第 124号で指定した第 2 号に掲げる区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字清水字大尾田 292番
2	” ” ” 292番
3	” ” 字朝喰 324番 1
4	” ” 字大尾田 291番 1
5	” ” 字朝喰 325番 1
6	” ” 字大尾田 284番 2
7	” ” ” 284番 3
8	” ” ” 284番 3
9	” ” ” 284番 1
10	” ” 字朝喰 345番
11	” ” ” 326番 3
12	” ” ” 326番 1
13	” ” ” 326番 1
14	” ” ” 326番 2
15	” ” ” 324番 5
16	” ” ” 324番 5
17	” ” 字大尾田 292番
18	” ” 字谷川 301番 5

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類

200 l 券 2 枚
500 l 券 1 枚

2 用途

農業等

3 記号及び番号

200 l 券 H3801877～H3801878
500 l 券 I 3800118

4 有効期間

平成20年10月 6 日から平成21年 4 月30日まで

5 免税証に記載した販売店の名称

カメダ石油株式会社 都原 S S

6 紛失年月日

平成21年 6 月 5 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。
平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	鈴 木 治 明	三股町大字長田2980番地 1
副理事長 会計担当 理事兼務	満 来 秀 利	三股町大字長田3616番地 1
理 事	茨 木 義 和	三股町大字樺山4450番地20
理 事	永 山 親 盛	三股町大字長田 939番地
理 事	茨 木 安 紀	三股町大字長田2892番地 4
理 事	時 任 典 夫	三股町大字樺山4672番地 287
理 事	原 口 庫 市	三股町大字樺山3152番地 1
理 事	鍋 倉 重 行	三股町大字長田 225番地 2
総括監事	新 納 長次郎	三股町大字長田2914番地
監 事	横 山 英 壽	三股町大字長田2866番地 1
監 事	小 牧 光 秋	三股町大字蓼池1301番地イ

(任期：平成24年4月20日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	時 任 一 宏	三股町大字長田3487番地
副理事長 会計担当 理事兼務	楠 原 政 次	三股町大字長田2919番地 2
理 事	溝 口 昭 一	三股町大字長田3381番地 1
理 事	永 井 和 平	三股町大字長田 946番地 2
理 事	永 井 光 博	三股町大字長田2965番地
理 事	時 任 典 夫	三股町大字樺山4672番地 287
理 事	出 水 征 己	三股町大字樺山1330番地 3
理 事	釘 元 久 義	三股町大字長田 218番地

総括監事	新 納 長次郎	三股町大字長田2914番地
監 事	横 山 英 壽	三股町大字長田2866番地 1
監 事	小 牧 敏 広	三股町大字長田 202番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、浜之瀬土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	江 藤 忠	高千穂町大字下野2074番地
理 事	甲 斐 昭 男	高千穂町大字下野 444番地 3
理 事	甲 斐 英 樹	高千穂町大字下野1972番地
理 事	江 藤 徹	高千穂町大字下野1433番地
理 事	江 藤 誠 一	高千穂町大字下野 617番地
理 事	佐 藤 孝 志	高千穂町大字下野2449番地
理 事	押 方 哲 也	高千穂町大字下野44番地 3
理 事	岡 部 幸 孝	高千穂町大字上野 101番地
理 事	飯 干 延 子	高千穂町大字上野23番地
監 事	江 藤 裕 司	高千穂町大字下野1955番地
監 事	工 藤 博 志	高千穂町大字下野 314番地 2

(任期：平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	江 藤 忠	高千穂町大字下野2074番地
理 事	田 上 菊 夫	高千穂町大字下野 230番地
理 事	甲 斐 義 美	高千穂町大字下野1981番地
理 事	田 崎 哲	高千穂町大字下野2203番地
理 事	橋 本 重 信	高千穂町大字下野 134番地
理 事	甲 斐 光 男	高千穂町大字下野 100番地 1

理 事	工 藤 武 重	高千穂町大字上野1126番地
理 事	江 藤 聡 美	高千穂町大字下野 621番地
理 事	後 藤 正 志	高千穂町大字下野1728番地
監 事	戸 高 博 貴	高千穂町大字上野5029番地
監 事	江 藤 裕 司	高千穂町大字上野1955番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、神之水土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	甲 斐 長 生	高千穂町大字上野 548番地
理 事	藤 野 英 明	高千穂町大字上野 293番地
理 事	緒 嶋 清 隆	高千穂町大字上野1416番地
理 事	戸 高 清 次	高千穂町大字上野 441番地
理 事	田 部 虎 生	高千穂町大字上野1113番地
理 事	飯 干 金 盛	高千穂町大字上野 952番地 2
理 事	飯 干 政 治	高千穂町大字上野 929番地
理 事	佐 藤 保 伯	高千穂町大字上野 701番地
理 事	佐 藤 貞 久	高千穂町大字上野1313番地
監 事	佐 藤 邦 雄	高千穂町大字上野 201番地
監 事	阿 南 芳 幸	高千穂町大字上野 475番地

(任期：平成26年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	戸 高 重 年	高千穂町大字上野 441番地
理 事	甲 斐 長 生	高千穂町大字上野 548番地
理 事	藤 野 英 明	高千穂町大字上野 293番地

理 事	佐 藤 実 夫	高千穂町大字上野 705番地
理 事	佐 藤 徳 生	高千穂町大字上野 854番地
理 事	佐 藤 忠 良	高千穂町大字上野1233番地
理 事	田 部 京 一	高千穂町大字上野1026番地
理 事	興 梶 利 男	高千穂町大字上野1170番地
理 事	緒 嶋 清 隆	高千穂町大字上野1416番地
監 事	佐 藤 邦 雄	高千穂町大字上野 201番地
監 事	阿 南 芳 幸	高千穂町大字上野 475番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
代表監事	馬 渡 次 男	都城市高城町石山1945番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）から平成22年 3 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から平成22年 4 月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から平成22年 4 月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から平成22年 4 月22日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 6 月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定

により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
都城市	都城市	かかし村	都城市	中山間地域総合整備事業	平成22年3月16日
都城市	都城市	倉平	都城市	ため池等整備事業	平成22年3月23日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
都城市	都城市	梅北西	都城市	村づくり交付金	平成22年3月26日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
山 隈	日南市	農地保全整備事業	平成22年1月15日
第2秋山	串間市	農地保全整備事業	平成22年3月26日
上 塚 田	日南市	農地保全整備事業	平成22年3月31日

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- 借入物品及び数量 宮崎県立看護大学情報システム基幹ネットワーク機器等 一式
- 借入物品の特質等 仕様書による。
- 納入期限 平成22年8月31日
- 契約期間 平成22年9月1日から平成27年8月31日まで(60月)
- 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について、総合評価一般競争入札を行うので、総合評価のための企画提案書等(以下「企画提案書等」という。)及び入札書を指定した期日に提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)のものであること。
 - この公告の日から企画提案書等のヒアリングを行う日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 営業実績があり、経営が安定していると認められる者であること。
 - 上記1の(1)と同種又は同等の借入物品に係る同規模以上の納入実績を有する者であること。
 - 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、第三者は、入札に参加できない。

- 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書に入札説明書に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎市まなび野3丁目5番地1 郵便番号 880-0929 電話番号0985(59)7700

イ 提出期限 平成22年6月17日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便に限る。)によること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
- (2) 期間 平成22年6月3日から平成22年6月23日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
 - (2) 期間 平成22年6月3日から平成22年6月17日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室 宮崎市まなび野3丁目5番地1
 - (2) 日時 平成22年6月8日午後1時30分
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
 - (2) 提出期限 平成22年6月22日午後5時(送付にあっては平成22年6月22日必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 8 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法
入札への参加を希望する者は、入札説明書で定める企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等を提出した者に対しては、平成22年6月中旬にヒアリングを行う予定である。
 - (1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課財務担当
 - (2) 提出期限 平成22年6月22日午後5時(送付にあっては平成22年6月22日必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県立看護大学本館2階小会議室
 - (2) 日時 平成22年6月23日午前11時
- 10 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出し、賃借料の予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって入札した者であって、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が宮崎県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 企画提案書等は、別に定める宮崎県立看護大学情報システム基幹ネットワーク機器等一式調達総合評価基準書に示す各評価項目(以下「各評価項目」という。)において提案内容の評価に応じて加点(以下「企画提案点」という。)を与えるものとする。
 - (3) 入札価格について次の式により算出した数値(以下「価格点」という。)を与えるものとする。

- 価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 15
- (4) 各評価項目の全てについて仕様書の要求要件を満たし、かつ、企画提案点と価格点の合計点が最も高い者(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。
- (5) 最高評価値者が2人以上あるときは、当該最高評価値者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該最高評価値者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えてこの入札の事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県立看護大学総務課財務担当
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of good / service up for bid : Information network system machinery (software and hardware)-1 set(includes supply, installation, adjustment, maintenance, etc.of machinery/tools)
 - (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. June 22, 2010
 - (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Nursing University, 3-5-1 Manabino, Miyazaki City, 880-0929 Japan. TEL: 0985-59-7700

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成22年6月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宮崎港曳船作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港1丁目18番地
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港1丁目16番地
- 5 落札金額
78,120,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成22年2月12日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年6月3日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 放射線画像管理システム三式
- (2) 購入物品の特質等 別添仕様書のとおり
- (3) 物品納入期限 平成23年2月28日
- (4) 納入場所 契約担当者が別途指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年6月30日までに宮崎県病院局経営管理課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062
- (2) 期間 平成22年6月3日から平成22年7月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 期間 平成22年6月3日から平成22年7月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
- (2) 提出期限 平成22年7月13日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館 宮崎県税・総務事務所総務事務センター入札室 住所 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 日時 平成22年7月14日 午前11時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 住所 宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Picture Archive Communication System 3 set
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 13 July, 2010
- (3) Contact point for the notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10, Tachibanadori Higasi, Miyazaki-City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7062

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成22年6月3日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成22年8月18日から20日、23日から26日まで	30人

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する

1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎地域職業訓練センター
電話 0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
1号警備業務	平成22年7月5日(月)から7月16日(金)まで(土、日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会 (電話代表0985-28-0518) に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。